

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十五年三月二十八日

岡山県知事 石井正弘

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 P. モール雄町

所在地 岡山市雄町二六六一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 両備バス株式会社

住所 岡山市西大寺上一丁目一番五〇号

代表者の氏名 代表取締役 小嶋 光信

3 変更事項

(変更前)

(1) 開店時刻 午前十時

(2) 閉店時刻 午後十時

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時から午後十時十五分

(変更後)

(1) 開店時刻 午前九時（両備バス株式会社に限る。）

(2) 閉店時刻 午後十二時

（両備バス株式会社及び株式会社オサダ文昭堂に限る。）

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時四十五分から翌午前〇時十五分

4 変更年月日

平成十五年四月一日

二 届出年月日

平成十五年三月二十日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成十五年三月二十八日から平成十五年七月二十八日まで

2 縦覧の場所

岡山県商工労働部経営支援課、岡山地方振興局総務振興部総務振興課
及び岡山市役所